

# ウエットスーツレンタル誓約書

浅田コーポレーションを甲とし、借主を乙として、甲乙間において、甲が所有のウエットスーツ（以下スーツとする）を乙にレンタルする場合に、以下のレンタル規約に同意し、遵守すること。

## 第1条(レンタル条件)

乙は、レンタルをするスーツが過去の使用状況によりキズ等がある事を承諾する。  
甲は、次条以下の条件により、甲所有のスーツを乙にレンタルする。

## 第2条(期間)

乙は、甲と乙間によって定めた期間が満了するまでに返却（弊社必着）すること。期間を過ぎてからの返却（弊社着）の場合、乙は、甲が定めた延滞料金を支払うこと。

宅配での返却の場合は弊社到着日を返却完了日とする。  
延滞料金が発生した場合は返却確認後、甲より請求書を発行し乙は銀行振込により延滞料金を支払う。  
延滞料金は1日3000円とする。

## 第3条(禁止事項)

第1項:(転貸等の禁止) 乙はスーツの一部、または、全部を第三者に使用、賃貸、譲渡、あるいはそれらと同様の結果を生ずる一切の行為をしてはならない。  
第2項:(商品の改造等の禁止) 乙はスーツの一部、または、全部を改造したり、現状変更をしてはならない。  
第3項:(身分の偽りの禁止) 乙は、甲に対し、身分を提示する際に、偽った身分を提示しないこと。

## 第4条(保全義務)

乙は善良な管理者の注意をもって甲より賃借したスーツを盗難、火災、水難等について保全し、乙及びその他の使用者の故意により、スーツを破損した場合、修繕費は乙の負担とする。また、修繕不可能な場合又は、紛失をした場合、乙は、甲に対し、第2条に定めた期間分の料金とスーツの定価を弁済すること。

## 第5条(安全)

乙は、スーツ使用に当たり、スーツに同封される取扱説明書及び安全に関する注意事項を熟読し、安全に十分注意して使用すること。乙及びその他の使用者の故意、不注意、過失による損害に関し、甲は一切の責任を負わないこととする。

## 第6条(使用中のトラブル)

乙は、通常の使用で生じた摩耗などによるトラブルで、使用出来なかった場合には、料金の払い戻しによって甲は一切の責任を問われないものとする。

## 第7条(協議)

本契約に定めのない事項が発生した時は、法規及び一般慣習によるとともに甲乙協議を行うものとする。

## 第8条(管轄裁判所)

本契約に関する訴訟は甲の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所で行うことを甲乙とも承諾する。

平成 年 月 日 貸主（甲） 住所 兵庫県神戸市西区伊川谷町潤和 1301-9 浅田ビル  
氏名 浅田コーポレーション 代表取締役 浅田 雅之 印  
借主（乙） 住所  
氏名 印  
電話